

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第77号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年岩手県規則第83号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(通勤による災害に係る一部負担金) 第26条の2 条例第22条の2第1項に規定する規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)～(4) [略] 2 [略]	(通勤による災害に係る一部負担金) 第26条の2 条例第22条の2第1項に規定する規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)～(4) [略] <u>(5) 船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船員である者</u> 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、平成22年1月1日から施行する。
- この規則による改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第26条の2の規定は、この規則の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員については、なお従前の例による。